

報道関係者 各位

発表日 令和8年3月24日
照会先 九州厚生局指導監査課
電話番号 092-707-1125

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消し

厚生労働省九州厚生局は、令和8年3月24日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、保険医に対し登録の取消処分を行いました。

この処分等は、実際には行っていない保険診療を付け増しするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるものです。（不正・不当請求額 約148万円）

なお、今回の処分等にあたっては、令和8年3月16日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱い及び処分が妥当との建議及び答申がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出され、行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名称 辻歯科医院
- ② 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字植木字式手571-1
- ③ 開設者 辻 勇雄（つじ いさお）

(2) 指定の取消相当年月日

令和8年3月24日

※ 当該保険医療機関は、令和7年1月6日に廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 保険医の登録の取消し

(1) 保険医の氏名等

氏名 辻 勇雄 (つじ いさお) 77 歳

(2) 登録の取消年月日

令和 8 年 3 月 24 日

(3) 根拠条文

健康保険法第 81 条第 1 号及び第 3 号

3 診療報酬の不正請求等

監査において確認した不正・不当請求に係るレセプト件数及び金額
(令和 2 年 8 月分～令和 6 年 12 月分)

不正請求	62 名分	レセプト	101 件	1,445,799 円
不当請求	8 名分	レセプト	11 件	31,450 円
合計	70 名分 (33 名分)	レセプト	112 件 (74 件)	1,477,249 円

※ () 内は患者実人数及びレセプト実件数である。

4 取消処分等の主な理由

(1) 不正請求

① 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には行っていない鑄造バーの製作及び装着に係る診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。
- ・ 実際には行っていない顎運動関連検査を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

② 振替請求

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には有床義歯の鑄造鉤又は鑄造バーにコバルトクロム合金を使用しているにもかかわらず、金銀パラジウム合金を使用したとして、診療報酬を不正に請求していた。
- ・ 実際には歯冠修復にレジニンレー又はインレーを製作及び装着しているにもかかわらず、全部金属冠を製作及び装着したとして、診療報酬を不正に請求していた。

- ・ 実際にはミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏を使用しているにもかかわらず、ペリオクリン歯科用軟膏を使用したとして、診療報酬を不正に請求していた。

(2) 不当請求

算定要件を満たさない医学管理等の診療報酬を不当に請求していた。

《 具体的事例 》

患者に説明した管理計画の内容の要点を診療録に記載していないにもかかわらず、歯科疾患管理料を不当に請求していた。

5 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和6年7月、個別指導を実施したところ、歯科技工指示書及び歯科技工納品書に記載されている欠損補綴物の材料が診療報酬の請求内容と相違していることが認められた。
- (2) 令和6年11月、患者調査を実施したところ、患者の有床義歯に鑄造バーが製作及び装着されていないにもかかわらず、診療報酬が請求されているなどの事象が認められた。
- (3) 以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当の疑義が生じたため、令和7年3月から同年10月まで計7回の監査を実施した。